

平成 28 年度短期入所資源調査まとめ

【調査の経緯】

春日井市の短期入所サービス利用率は、第 2 次障がい者総合福祉計画の調査では 15.2%、第 3 次障がい者総合福祉計画では 27.5%と、他の障がい福祉サービスと比較し著しく利用率が低いことがわかっています。このことについて、短期入所サービスは緊急時利用に備えて「念のため」に受給申請をしている人が多いことが原因ではないかと考えられてきましたが、具体的な検証はなされていませんでした。

そこで、春日井市地域自立支援協議会運営会議において、平成 28 年 2 月に短期入所の支給決定を受けている方（以下「受給者」という。）と、短期入所サービス事業所に対するアンケート調査を実施し、短期入所サービスの利用状況についての検証を行いました。

1. 短期入所事業所に対する調査

※短期入所資源調査結果（事業所）を参照

短期入所事業所 10 事業所を対象に調査を実施しました。愛知県コロニー内の事業所（中央病院、こぼと学園、はるひ台学園）の回答は、対象（自閉症、重度心身障がい者、重度心身障がい児、知的障がい者、知的障がい児）ごとに集計されていました。

【利用傾向】

・10 事業所のうち、3 事業所（愛知県コロニー内事業所）が空床利用型の短期入所のため随時利用できる定員は 0 件となっており、空床状況によっては短期入所利用者の受け入れができないことがあるということがわかりました。

・平均利用者数は、身体障がいを対象とした事業所の利用者数は全体的に多く、知的障がいを対象とした事業所は利用者数にばらつきがあるという結果となりました。このことから、身体障がいの短期入所事業所は全ての事業所で利用頻度が高く、知的障がいの短期入所事業所は利用頻度が高い事業所と低い事業所があることがわかりました。

・コロニー中央病院・こぼと学園は、コロニー中央病院の受診歴のない利用者は受け入れができないという回答がありました。

・事業所側の受け入れができなかったケースとして、最も多かった理由は「定員オーバー」で、6 事業所が空きのない時に利用を断ることがあるとわかりました。

・医療行為ができないため受け入れできないと回答した事業所が 6 か所ありました。身体障がい児・者を受け入れ可能な愛知県コロニー内の事業所は医療行為の対応が可能であると回答している一方で、愛知県コロニー以外の身体障がい者を対象とした事業所は医療行為ができないため利用を断ることがあるとわかりました。

・医療的ケアの対応については、知的障がい者を対象とした事業所は医療的ケアが可能な人員配置をしていないため対応できないことがわかりました。

・利用送迎については、愛知県コロニー以外の身体障がいを対象とした事業所は実施しており、知的障がいを対象とした事業所は人員上の問題から送迎は行っていないことがわかりました（一部、市内日中活動先の事業所への送迎であれば可能な事業所あり）。

・児・者共に障がい支援区分の高い方の契約が多いことがわかりました。

【分析】

・身体障がいを対象とした事業所は、全体的に利用率が高く、医療的ケアの体制や送迎体制も備えています。利用率が高いため定員オーバーになることも多く、タイミングによっては利用できない利用者も出る可能性があります。

・知的障がいを対象とした事業所は、利用にばらつきがあり、利用の多い事業所と少ない事業所があります。事業所によって利用がしやすい事業所とにくい事業所があり、利用者の選択によって数にばらつきが出ていることが推測されます。

・愛知県コロニー内の事業所は、「コロニー中央病院に受診歴がある人」という条件があるため、利用者が限定されており、コロニー中央病院を受診したことがない短期入所利用希望者にとっては選択の幅が大きく狭まっていると思われます。

・精神障がいを対象とした短期入所は2人のみで、いずれも身体や知的との重複障がいでした。春日井市内では精神障がいのみの方は短期入所を利用することが困難な状況であると思われます。

・障がい児の短期入所において、知的障がいがありコロニー中央病院の受診歴がない人は1か所しか利用できる事業所はありません。そのため、利用状況によっては短期入所が利用できないことがあると予想されます。また、身体障がいのある子どもに対しては、愛知県コロニーに受診をしているケースが大半のため、利用ができないということはないと思われますが、受け入れ可能な事業所が2か所のみのため、状況によっては利用ができなくなることがあると思われます。

・知的障がいを対象とした事業所は、土日に利用率が高くなる傾向があり、利用できない方が多くみえることも考えられます。

※養楽荘（旧）は平成28年7月1日閉所。

※養楽荘（新）はアンケート調査時に未開所であったためデータに反映されていない。

2. 短期入所受給者に関する調査

※短期入所資源調査結果（受給者集計）を参照

短期入所受給者 442 名を対象に調査を実施しました。そのうち回答者は 364 名（うち 3 名が無効回答）、有効回答率は約 82%でした。

【利用傾向】

<全体の傾向>

- ・全体の 10%が市外の事業所を利用しています。
- ・市外の事業所の利用は 23 か所（7 市町）あり、小牧市にある事業所が最も多くの利用者を受け入れています。
- ・利用者は成人が約 83%を占めています。
- ・障がい児は知的障がい者が最も多く全体の約 4%となっています。
- ・受給者のうち約 35%が定期的にサービスを利用していないことになります。

<身体障がい者> 49 名

- ・身体障がいの利用者は全体の約 14%となっています。
- ・身体障がい者は区分 4 以上の重度の利用者の割合が約 94%と大多数を占め、その中でも区分 6 の割合が約 69%となっています。
- ・身体障がい者の受給者のうち、約 31%が定期的に利用していません。

<知的障がい者> 193 名

- ・短期入所受給者全体の中で知的障がい者が最も多く、約 53%を占めています。
- ・区分 4・5 の利用者割合が約 56%と半数以上を占めています。
- ・市外の事業所を利用する人数が最も多くなっています。

<精神障がい者> 2 名

- ・精神障がいの受給者は 2 人のみです。春日井市内では精神障がいのみの方は短期入所サービスを利用することが困難な状況であると思われます。

<身体・知的障がい者> 41 名

- ・約 80%が区分 5・6 であるため、利用する方の多くが重症心身障がい者であると推測されます。
- ・身体・知的障がいの受給者のうち、約 24%が定期的に利用していません。
- ・市外の施設を利用する人は 1 名です。

<知的・精神障がい者> 8 名

- ・受給者の約 88%が区分 3・4 の方で、重度の方は多くありません。
- ・定期利用をされている方は 1 名のみでした。

<身体・精神障がい者> 1名

- ・定期利用はされていません。

<難病患者> 1名

- ・難病の受給者は1名（区分5）ですが、高い利用頻度で利用されています。

<身体障がい児> 8名

- ・学齢期の子どものみ利用しています。
- ・全体の約63%が定期利用をしていません。
- ・利用する曜日に偏りは少なく、平均的に利用されています。
- ・全体の約25%が市外の事業所を利用しています。

<知的障がい児> 15名

- ・未就学、学齢期の子どもが利用しています。
- ・金曜日～日曜日にかけての週末に多く利用されています。
- ・市外の事業所を利用している人はいません。

<精神障がい児> 1名

- ・定期利用はされていません。

<身体・知的障がい児> 8名

- ・学齢期の児童のみ利用しています。
- ・定期利用している方は1名のみでした。
- ・市外の事業所を利用している人はいません。

3. アンケート調査時の受給者の意見

※短期入所資源調査結果（受給者意見）を参照

<身体障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・ 空きがない、緊急時に利用できない
- ・ 事業所が限定されてしまう→医療的ケアが可能な事業所の不足

【サービスのソフト面に関する意見】

- ・ 日数変更を毎月するのは手間→日中一時支援と短期入所の支給決定に対する不満
- ・ 同性の職員が少ない→事業所の支援体制に関する不安・不満
- ・ 入退所の時間が決められていて利用しにくい、排泄介助に時間がかかる、体重が重い等で利用できない
→ サービス利用に関する事業所のルールや制限についての不満
- ・ 法人施設利用者を優先させている→利用申し込みが不公平

<知的障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・ 利用希望者に対する事業所数の不足
- ・ 急用はすぐに利用ができなくて困った、急用時はあきらめている
→ 空きがない、緊急時に利用できない
- ・ 利用翌朝、日中活動事業所への送迎がない→送迎対応の要望
- ・ 西部に事業所がない→事業所の立地の偏りに対する不満

【サービスのソフト面に関する意見】

- ・ 設備やスタッフの質に我慢している、発作等の緊急対応が不安、夜間の見守りが無い、スタッフの言動への不安
→ 事業所の支援体制に関する不安・不満
- ・ 行動障がいや断られた、重度で断られた、以前の他害行為で断られた、入浴させてもらえない、私物の持込を断られた
→ サービス利用に関する事業所のルールや制限についての不満
- ・ 外泊訓練としての利用
- ・ 支給量上限を月10日にしてほしい→支給基準量に対する不満

<精神障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・ どこを利用してよいかわからない→精神障がいの受け入れが可能な事業所の不足

<身体・知的障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・ 病気の時は受入ができない→事業所の利用条件に対する不満
- ・ 施設が遠い→事業所の立地の偏りに対する不満

【サービスのソフト面に関する意見】

- ・重度の利用者が優遇されているように感じる→利用申し込みが不公平

<知的・精神障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・「無理」と断られた→精神障がいの受け入れが可能な事業所の不足

<身体・精神障がい者>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・職員の対応が悪く安心して利用できなかった→支援者の障がい理解の欠如

<身体障がい児>

- ・意見なし

<知的障がい児>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・事業所の数が少なく感じる→利用希望者に対する事業所数の不足
- ・設備やスタッフの充実した施設が必要→事業所の設備面に対する不安

【サービスのソフト面に関する意見】

- ・支給量が7日では足りない→支給基準量に対する不満
- ・健康診断書の項目が細かすぎる→利用手続きの複雑さに対する不満
- ・任せられると思える事業所が少ない→事業所の支援の質に関する不安

<精神障がい児>

- ・意見なし

<身体・知的障がい児>

【サービスのハード面に関する意見】

- ・医療的ケアが可能な事業所の不足

【サービスのソフト面に関する意見】

- ・ベッドの上に寝かせ続けているだけで自宅に戻ってからかえって介護が大変、昼夜逆転し睡眠リズムが狂う、感染症対策や24時間の見守り体制ができていないか不安→事業所の支援体制に対する不安、不満
- ・寝たきりでないとダメと言われた→サービス利用に関する事業所のルールや制限についての不満
- ・制度が難しくなった→日中一時支援と短期入所の支給決定に対する不満

【利用者の意見の傾向】

- ・全ての障がい種別の方が、短期入所の事業所数が少ないという意見を出しています。
- ・身体障がいのある利用者は、施設の空きだけでなく医療ケア体制の可能な事業所の少なさに問題を感じています。
- ・事業所側が受け入れが可能であっても、設備面や医療ケア・介護技術・支援体制等に不安を感じてサービス利用をしていない人がいます。
- ・身体障がいの方は医療ケアの設備や支援者の配置体制についての不安が大きいようです。
- ・知的障がいの方は障がい特性に対する配慮や支援者の対応についての不安が大きいようです。
- ・精神障がいの方については、資源がほとんどなく利用自体ができていない状況です。

4. まとめ

今回の調査の結果、受給者の約 27%が日常的に何らかの形で短期入所を利用していることが分かりました。

また、家族の急病等による緊急的な利用の経験がある受給者は全体の約 31%でした。このうち、日常的に利用していない受給者は全体の約 18%であり、全体の約 45%が何らかの形で短期入所を利用したことになります。

一方で、短期入所を定期的に利用していない受給者は全体の約 35%でした。このうち、緊急利用の経験もない受給者は全体の約 29%でした。受給者意見によると、「空きがない、緊急時に利用できない」「利用希望者に対する事業所数の不足」「立地の偏り」「事業所の支援体制に対する不安・不満」が主な理由と考えられます。

利用を断られた経験がある受給者は約 30%でした。そのほとんどが「定員がいっぱいである」という理由で断られた経験があります。

今回の調査により、短期入所の利用率は第3次障がい者総合福祉計画よりは高かったものの、受給者の約半数が1年以内に利用したことがないため、短期入所事業所数が不足していることが分かりました。

身体障がいの場合は「医療的ケアが可能な事業所の不足」「事業所の支援体制に関する不安・不満」が主な課題として挙げられます。医療的ケアが必要な方については、コロニー中央病院を受診したことがない方がコロニー内の短期入所を使うことができない現実があります。医療的ケアが必要な身体障がいの方が利用する短期入所施設は、医療機関の関与がないと成立しません。このため、施設数が増えるためには、老人保健施設等が短期入所を実施する等の工夫が必要となります。

障がい者と比べて体調が安定しない身体障がい児の場合は「事業所の支援体制に関する不安・不満」をより問題視していることが分かりました。短期入所利用後に本人が体調を崩す、睡眠リズムが崩れる等で、普段の生活リズムを取り戻すのに苦労することがあります。家族としては「できるだけ家で面倒を見たい」「(人によっては生命にかかわるため)安心して預けられないならサービスを使いたくない」という気持ちから、事業所の支援体制により敏感にならざるをえないと考えられます。

知的障がいの場合は「事業所の支援体制に関する不安・不満」「支援の質に関する不安」が目立ちました。家族は、行動障がい等に事業所がうまく対応し、安心して預けることができるようにしてほしいと考えています。そのためには、事業所の人材育成が不可欠であると考えられます。また、その障がい特性上、初めての場所が苦手な方もいるため、通い慣れた日中活動の事業所における短期入所事業の実施を希望する声が複数ありました。

精神障がいの場合は、専門的な短期入所施設が市内にはありません。本人の状態が悪い時は入院になりますが、入院するほどではない場合は対応する施設がないこととなります。専門的な施設としては、精神障がいの宿泊型自立訓練や共同生活援助の事業所が短期入所機能を併せ持つことが考えられます。